

「障害者人材紹介サービスの調達」の 公募要領

【受付期間】

2026 年 10 月 9 日(金)～2026 年 10 月 23 日(金)正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の E-mail 宛に提出書類を添付し、メール本文に①～⑤を記入の上、送信して下さい。

<E-mail>

jinzaisyokai-tyotatsu*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

<メール本文>

- ①法人名称
- ②法人連絡担当者氏名
- ③法人連絡担当者所属部署・職名
- ④法人連絡担当者電話番号
- ⑤法人連絡担当者 E-mail アドレス

<提出書類>

- ・職業安定法第 32 条の 4 に基づく厚生労働大臣からの許可証の写し
- ・過去 3 年間（2023 年 8 月～2026 年 7 月）における障害者人材紹介実績（内容、様式は任意）。
- ・契約書のひな型又は申込書の規約等（理論年収の計算方法や返還金に関する記載があること）
- ・個人情報について適切な保護措置を講ずる体制が整備されていることを示すもの

例：一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されているプライバシーマーク登録証の写し、個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の整備状況 等

- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先の N E D O 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）

※様式自由。

※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります

【留意事項】

※提出期限を過ぎた応募は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 等）による提出は、原則受け付けません。

2026 年 10 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 目的・内容	3
2. 応募要件・実施要件	3
3. 応募方法	4
(1) 提出期限及び提出方法	4
(2) 提出書類	5
(3) 提出にあたっての留意事項	5
4. 採択先の選定	5
(1) 審査の方法	5
(2) 採択先の公表及び通知	5
(3) 選定スケジュール	6
5. その他重要事項・留意事項	6
6. 問い合わせ先	6
7. その他	6
【別紙】 その他重要事項・留意事項	7
◆ 応募にあたっての留意事項	7
(1) 契約等に係る情報の公表・開示	7
(2) 提出書類の情報の取り扱い	7

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度から「障害者人材紹介サービス」を実施する事業者を、一般に広く募集いたしますので、希望する事業者は、本要領に従い御応募ください。

1. 目的・内容

NEDO の障害者雇用を拡大するため、障害者手帳を所持している求職者を採用候補者として NEDO へ紹介する人材紹介サービスを行う者を募集します。なお、人材紹介サービスの付随的業務として、紹介後の採用候補者の面接スケジュール調整等の各種連絡業務も含めることとします。求人条件の詳細については、契約締結後に提示し、本業務に対する報酬は、契約期間中に紹介を行い、採用候補者を雇用し業務を開始した際に支払う形態とします。

【予算規模】 2,000 万円以内

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の（1）～（5）までの全ての条件を満たすことのできる企業等とします。

- （1）職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の許可を受けた者であること。
- （2）過去 3 年間（2023 年 8 月～2026 年 7 月）において、次のうちいずれかを（又は重複して）保有する者の人材紹介実績を有している者。
 - ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳
 - ・療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- （3）報酬の支払いが、採用 1 人につき理論年収の一定割合を報酬として支払うものであり、その際の料率が 35%以下であること。また、報酬は採用候補者が業務を開始した時点で発生するものであり、採用候補者が採用に至らなかった場合は無報酬であること。（その他詳細は契約締結時に協議の上決定。）
- （4）個人情報について適切な保護措置を講ずる体制が整備されていること。
- （5）国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達（※）第 6 条により指名停止措置を受けていない者であること。

（※）補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達

<https://www.nedo.go.jp/content/100945038.pdf>

【実施要件】

- （1）実施内容については、別紙「仕様書」のとおりとなります。
- （2）応募要件として明示していない理論年収の定義、返還に係る期間や割合、その他詳細については、原則、**3. (2)**で提出された「契約書のひな型又は申込書の規約等」のとおりとします。また、本件で使用する契約書等については提出のあった「契約書のひ

な型又は申込書の規約等」を使用し契約するものとします。ただし、記載内容について変更が必要と NEDO が判断したものに対して、NEDO からの申し入れにより、双方協議の上、内容を変更するものとします。

- (3) 契約期間は契約締結日から 3 年間を上限とします。
- (4) (2) の他、応募要件及び契約書のひな型又は申込書の規約等に記載のない事項の詳細については、契約時に協議することとします。
- (5) 契約期間内において、全事業者に対する報酬金額の合計が予算規模である 2,000 万円を超える場合には、新たな人材紹介を停止させていただきます。
- (6) 契約期間中に採用候補者を紹介した場合、当該候補者の採用もしくは不採用が決定するまでは、契約期間終了後も契約終了時点における規約等が適用されるものとします。
- (7) 紹介を受け採用された者の勤務地は原則として NEDO 本部（神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番）又は高輪ゲートウェイオフィス（東京都港区高輪 2 丁目 21 番 2 号）とします。（在宅勤務制度の適用も可能。）

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

本公募要領に従って提出書類を準備し、以下の提出期限までに、E-mail 宛に提出書類を添付し、メール本文に①～⑤を記入の上、送信して下さい。なお、持参、郵送、FAX による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 10 月 23 日（金）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】

<E-mail>

jinzaishyokai-tyotatsu*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

<メール本文>

- ①法人名称
- ②法人連絡担当者氏名
- ③法人連絡担当者所属部署・職名
- ④法人連絡担当者電話番号
- ⑤法人連絡担当者 E-mail アドレス

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。

提出書類
・職業安定法第 32 条の 4 に基づく厚生労働大臣からの許可証の写し
・過去 3 年間（2023 年 8 月～2026 年 7 月）における障害者人材紹介実績（内容、様式は任意）。
・契約書のひな型又は申込書の規約等（理論年収の計算方法や返還金に関する記載があること）
・個人情報について適切な保護措置を講ずる体制が整備されていることを示すもの 例：一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されているプライバシーマーク登録証の写し、個人情報保護法に基づくプライバシーポリシー（個人情報保護方針）、情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の整備状況 等
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要） ※様式自由。 ※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります

(3) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・提出されたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。なお、選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 採択先の公表及び通知

採択した案件に関しては、事業者名等を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択と

した案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

(3) 選定スケジュール

2026 年 10 月 23 日：公募締切

2026 年 11 月中旬（予定）：採択先決定

2026 年 11 月下旬（予定）：ウェブサイト公表

2026 年 12 月上旬（予定）：契約締結

5. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

6. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は、2026 年 10 月 9 日（金）から 10 月 19 日（月）までの間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

人事部 外山、内山、小椋

E-mail: jinzaisyokai-tyotatsu*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

7. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

以上

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。